

## 蒲郡市入札執行事務処理要領

### (趣旨)

第1条 蒲郡市が行う建設工事の競争入札執行事務については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。

### (公告及び通知)

第2条 入札担当課長は、予算執行伺書が決裁になり、競争入札に付することが決定したときは、入札（契約）番号を付して整理し、入札の日時、場所等を決定するものとする。

2 入札担当課長は、次の各号の見積期間を考慮の上、入札の日時、場所等を決定するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事一件の予定価格が500万円未満の工事については1日以上

(2) 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については10日以上

(3) 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については15日以上

3 入札担当課長は、入札の日時、場所等が決定したときは、一般競争入札にあっては公告するものとし、指名競争入札にあっては、指名業者に対して入札（見積合せ）通知書（第1号様式）により通知するものとする。

4 入札担当課長は、前項の公告又は通知をした場合は、予算主管課長及び工事主管課長（以下「担当主管課長」という。）に対し入札予定調書（第2号様式）により通知するものとする。

5 入札担当課長は、現場説明を入札件名毎に行い、同時に見積用設計図書を無償で貸与する。ただし、入札担当課長が必要ないと判断したときは、現場説明を省略することができる。

### (入札事務の執行)

第3条 入札事務の執行は、入札担当課長又は入札担当課長が都合により執行できない場合は入札担当課長が指名した者（以下「入札事務執行者」という。）が行うものとする。

### (入札の日時、場所)

第4条 入札は、原則として毎週木曜日に、競争入札の区分ごとに定例的に市役所

において行うものとする。

(入札上の注意事項の掲示)

第5条 入札執行場所には、入札上の注意事項を入札者の見やすい場所に掲示する。

(入札の方法)

第6条 入札事務執行者は、入札場所に封印した予定価格書（第3号様式）及びくじ等を用意する。

2 入札事務執行者は、入札者を順次入札執行場所に入室させ、見積用設計図書を所定の場所に返却させるものとする。

3 入札事務執行者は、定刻になった場合又は定刻前であっても入札者が全員入札執行場所に入室していることを確認した場合、入札を執行することを宣言する。

4 入札事務執行者は、入札者に、市の規定する入札書（第4号様式）に必要事項を記載させ、記名押印の上、入札事務執行者が管理する入札箱の入札番号表示箇所に投入することにより、入札書を提出させるものとする。

5 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札事務執行者は、当該代理人に入札前に委任状（第5号様式）を提出させなければならない。

6 入札は、蒲郡市建設工事関係入札者心得書及び蒲郡市契約規則等に基づいて行うものとする。

(開札)

第7条 開札は、入札執行場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行わなければならない。

2 入札事務執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせなければならない。

3 入札事務執行者は、入札者全員の入札書の提出を確認した上で、開札することを宣言し、開札後直ちに予定価格を開封するものとする。

4 入札事務執行者は、開札の結果、次条の規定により落札した工事については、入札番号、入札金額及び落札者名を読みあげるものとし、落札とすべき入札がない場合で、第9条による再度の入札に付する場合は、入札番号並びに最低入札金額を読みあげ、再度の入札に付すものとする。

5 入札の経過は、入札執行調書（第6号様式）により記録するものとする。

(落札者)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札とする。

(再度入札)

第9条 入札事務執行者は、開札の結果落札とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて再度の入札を行うことができる。

2 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

3 再度の入札において、第7条第4項後段の規定により読み上げられた最低入札金額以上の入札をした者は失格とする。

4 入札事務執行者は、第2項の入札執行回数限度内において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認めた場合及び次の各号の要件に該当する場合には随意契約ができるものとし、その他は入札不調とし、指名替等を行うものとする。

(1) 特殊工事で他に指名する者がいない場合

(2) 災害復旧工事で緊急又は短期間内に工事を施行する必要がある場合

(3) その他やむを得ない事情で指名替等を行うことが出来ない場合

(くじによる落札者の決定)

第10条 入札事務執行者は、落札者となるべき同額入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合のくじの方法は、次の順序により行うものとする。

(1) 落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじ

(2) 落札者を決定するくじ

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果の通知)

第11条 入札事務執行者は、落札者が決定したときは、直ちに担当主管課長に入札結果調書（第7号様式）により通知するものとし、予算主管課長に、入札執行調書、入札書及び予定価格書を添付した入札調書（第8号様式）を送付するものとする。

(契約書の作成)

第12条 入札事務執行者は、落札者が決定したときは、落札者に対して直ちに契約書の作成を依頼するものとする。この場合、簡易なものを除き作成に必要な費用は落札者の負担とする。

(電子入札案件)

第13条 電子入札案件は、蒲郡市電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

(準用)

第14条 この要領は、公共工事施工に係る測量、調査及び設計等委託業務、工事に要する材料等の購入、製造の請負等の場合に準用する。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第4号様式の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市入札執行事務処理要領の規定による第4号様式及び第5号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年1月5日から施行する。